いちごショートステイ　　料金表

令和5年10月現在

（1）介護報酬利用分

※1）福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に１０．１７円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合（1割～3割）にもとづいた額が自己負担となります。

※2）1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

【短期入所生活介護】

＜基本サービス＞

併用型短期入所生活介護費　Ⅰ従来型個室（1日利用につき）

介護度	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	596 単位	6,061 円	607 円	1,213 円	1,819 円
要介護2	665 単位	6,763 円	677 円	1,353 円	2,029 円
要介護3	737 単位	7,495 円	750 円	1,499 円	2,249 円
要介護4	806 単位	8,197 円	820 円	1,640 円	2,460 円
要介護5	874 単位	8,888 円	889 円	1,778 円	2,667 円

＜加算・減算サービス＞

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
○ 個別機能訓練加算（木曜の午後）/日	56 単位	569 円	57 円	114 円	171 円
○ 看護体制加算（Ⅲ）イ/日	12 単位	122 円	13 円	25 円	37 円
看護体制加算（Ⅳ）イ/日	23 単位	233 円	24 円	47 円	70 円
○ 医療連携強化加算/日	58 単位	589 円	59 円	118 円	177 円
○ 緊急短期入所受入加算/月	90 単位	915 円	92 円	183 円	275 円
○ 送迎加算/片道	184 単位	1,871 円	188 円	375 円	562 円
○ 療養食加算/回（1日に3回を限度）	8 単位	81 円	9 円	17 円	25 円
● サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/日	22 単位	223 円	23 円	45 円	67 円
● 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）/月	合計単位数の8.3%				
● 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）/月	合計単位数の2.7%				
● 介護職員等ベースアップ等支援加算/月	合計単位数の1.6%				

※所定単位数：1ヶ月に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計

【介護予防短期入所生活介護】

＜基本サービス＞

併設型介護予防短期入所生活介護費　Ⅰ従来型個室（１日利用につき）

介護度	単位数	利用料金	自己負担額		
			１割負担	２割負担	３割負担
要支援１	446 単位	4,535 円	454 円	907 円	1,361 円
要支援２	555 単位	5,644 円	565 円	1,129 円	1,694 円

＜加算・減算サービス＞

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			１割負担	２割負担	３割負担
○ 個別機能訓練加算（木曜の午後）/日	56 単位	569 円	57 円	114 円	171 円
○ 送迎加算/片道	184 単位	1,871 円	188 円	375 円	562 円
○ 療養食加算/回（1日に3回を限度）	8 単位	81 円	9 円	17 円	25 円
● サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/日	22 単位	223 円	23 円	45 円	67 円
● 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の8.3%				
● 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）/月	合計単位数の2.7%				
● 介護職員等ベースアップ等支援加算/月	合計単位数の1.6%				

※所定単位数：１ヶ月に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計

（２）その他の費用

○ 食費

利用者の希望に応じて、下記費用にて食事提供を行います。

・朝食代　　４５０円

・昼食代　　７００円

・夕食代　　６５０円

⇒3食合計で、1日あたり１，８００円となります。

・おやつ代　５０円（昼食なしでおやつのみ希望された場合）

○ 滞在費　　１，４００円（１日につき）

○ 光熱水費　　５６０円（1日につき）

○ 送迎費　　１５円（１ｋｍにつき）

通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合、送迎実費費用として送迎実施範囲の境界から自宅までの往復距離を15円/１ｋｍで計算した金額を頂きます。

○ その他

日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費を頂きます。